



答申第847号  
令和2年7月1日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



## 答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、令和2年7月1日付け神市長広聴第131号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

### 記

情報共有アプリ「KOBEぼすと」の機能拡充による  
神戸市通報一次対応コールセンター共有ツールの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市が管理する道路等の破損、及び食中毒の疑いに関する通報や問合せ等の一次的な対応業務を、コールセンターに集約化するため、KOBEポストの機能拡充による情報共有ツールを再構築することは、迅速な問題把握及び対応が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

情報共有アプリ「KOBEPASUTO」の機能拡充による  
神戸市通報一次対応コールセンター共有ツールの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

別紙  
答申 847

下線部は今回追加する項目

◎…条例第11条第2項に該当する項目

【通報一次対応コールセンター収集項目】

※コールセンターオペレーターが市民から聞き取り、システムに入力する  
(通報者情報)

- ・通報・問い合わせ者氏名（カナ含む）
- ・電話番号

(通報・問い合わせ内容情報)

- ・分類（通報、問い合わせ）
- ・タイトル
- ・受付日時
- ・受付方法（電話、FAX、電子メール）
- ・発生場所（位置情報）

◎通報・問い合わせ内容詳細

(「食品衛生等ダイヤル」の聞き取り内容に通報者の症状を含む場合がある)

- ・案件の所管課
- ・回答要否

【情報共有アプリ「KOBEPASUTO」登録項目】※利用者がアプリで入力

(利用者情報)

- ・氏名（カナ含む）
- ・住所
- ・電話番号
- ・性別
- ・誕生日
- ・職業（選択式）
- ・ID
- ・パスワード
- ・勤務先／通学先の区名
- ・メールアドレス
- ・ニックネーム

(投稿内容情報)

- ・投稿区分
- ・投稿内容
- ・位置情報

- ・写真
- ・投稿者のニックネーム